



鳥取県公報

平成 29 年 12 月 12 日(火)
第 8 9 6 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（753）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（754）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（755）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（756）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（757）（東部福祉保健事務所）・・・・・・ 3
	保安林の指定の解除予定（2件）（758・759）（森林づくり推進課）・・・・・・ 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（760）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・ 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（761）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	開発行為に関する工事の完了（762）（西部総合事務所生活環境局）・・・・・・ 4
◇ 公 告	生産事業者講習会の開催（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 5
	平成29年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：獣医師））の実施 （人事委員会事務局任用課）・・・・・・・・・・ 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・ 7
◇ 調達公告	落札者の決定（6件）（情報政策課）・・・・・・・・・・ 8

告 示

鳥取県告示第753号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
つのだ内科・循環器内科クリニック	境港市外江町2275-1	平成29年11月1日
のぐち内科クリニック	倉吉市上井町一丁目8-5	〃

鳥取県告示第754号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
つのだ内科・循環器内科クリニック	境港市外江町2275-1	平成29年10月31日
のぐち内科クリニック	倉吉市上井町一丁目8-5	〃

鳥取県告示第755号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業等を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	休止年月日
社会福祉法人 賛幸会	鳥取市服部204-1	訪問看護ステーション のではまゆう	鳥取市野寺67	平成29年10月1日

鳥取県告示第756号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 12 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町 赤坂764	大山町訪問介護事業所	西伯郡大山町末長503	訪問介護	平成17年3月31日
〃	〃	大山町訪問入浴介護事業所	〃	訪問入浴介護	〃
〃	〃	大山町通所介護事業所	〃	通所介護	〃

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町居宅介護支援事業所	西伯郡大山町末長503	平成17年3月31日

鳥取県告示第757号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 12 月 12 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社幸風	幸風デイサービスセンター福部	鳥取市福部町湯山400-1	平成29年11月24日	平成29年12月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第758号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 29 年 12 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市八屋字寺山435の26（次の図に示す部分に限る。）、435の27

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第759号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市八屋字寺山435の26（次の図に示す部分に限る。）、435の28

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第760号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社くるみ調剤薬局	有限会社くるみ調剤薬局	米子市道笑町四丁目122-10	平成29年11月27日	平成29年12月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第761号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社くるみ調剤薬局	有限会社くるみ調剤薬局	米子市道笑町四丁目122-10	平成29年11月27日	平成29年12月31日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第762号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年12月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 開発許可の年月日及び番号

平成29年9月27日 鳥取県指令第201700156407号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市中野町字荒神下
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市中野町5428-1
崎浜 秀賀

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成29年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 受講対象者
配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年2月23日（金）午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 鳥取市河原町稲常113 鳥取県農林水産部林業試験場
- 3 科目及び時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を平成30年2月2日（金）までに住所地を管轄する県地方事務所を経由して知事に提出すること。
- 5 受講手数料及び納付方法
受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
筆記用具及び印章

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成30年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成29年12月12日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

- 1 試験の名称
平成29年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：獣医師））
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
獣 医 師	2名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては採用候補者がいない場合がある。

- 3 対象となる職
知事の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額247,300円のほか諸手当が支給される。ただし、

採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和42年4月2日以降に生まれた者であること。
- (2) 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成30年4月1日までに受ける見込みの者であること。
- (3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成30年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験、適性検査及び人物試験（集団討論及び個別面接）

(注) 全受験者に対して各試験種目を実施するが、教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）にそれぞれ一定の基準を設け、それぞれの基準を満たした者についてのみ、論文試験、適性検査及び人物試験（集団討論及び個別面接）の評価等を行う。また、受験者の人数によっては人物試験のうち、集団討論を実施しない場合がある。

(2) 試験期日

平成30年1月27日（土）及び同月28日（日）

(3) 試験会場

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

7 採用候補者の決定方法

論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

8 採用候補者の発表

平成30年2月中旬（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成30年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人

事委員会事務局において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）のとっとり電子申請サービス（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）を利用して申込みをすること。

(3) 受付期間及び受付時間

平成29年12月15日（金）午前9時から平成30年1月11日（木）午後5時まで

(4) インターネットによる申込みが出来ない場合は、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封して鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271）に受験申込書の請求をすること。受験申込書による受験申込みについても平成30年1月11日（木）午後5時までに鳥取県人事委員会事務局に到着したものに限り受け付ける。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。

(2) 受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の日程は、予定であり、変更される場合がある。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年12月12日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成30年1月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

- 6 携行品
筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 12 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|--------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 県立学校教職員パソコン用マイクロソフトライセンス調達業務 | 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成 29 年 10 月 12 日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町 50 | |
| 5 落札金額 | 60,534,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 平成 29 年 9 月 1 日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目 220 | |

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 12 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|------------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 借入物品 県立学校（東部地区）教職員パソコン等 | 一式 |
| | 購入物品 ソフトウェア | 一式 |
| 2 契約方式 | 総合評価一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成 29 年 10 月 27 日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | リコーリース株式会社中国支社
広島県広島市中区八丁堀 3-33 | |
| 5 落札金額 | 122,799,888 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 平成 29 年 9 月 12 日 | |
| 7 落札方式 | 総合評価落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目 220 | |

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 12 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---------------|-------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 借入物品 県立学校（中部地区）教職員パソコン等 | 一式 |
| | 購入物品 ソフトウェア | 一式 |
| 2 契約方式 | 総合評価一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成 29 年 10 月 27 日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | リコーリース株式会社中国支社 | |

広島県広島市中区八丁堀3-33

- 5 落札金額 61,233,732円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 6 入札公告日 平成29年9月12日
 7 落札方式 総合評価落札方式
 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
 及び所在地 鳥取市東町一丁目220

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 借入物品 県立学校（西部地区）教職員パソコン等 一式
 購入物品 ソフトウェア 一式
 2 契約方式 総合評価一般競争入札
 3 落札日 平成29年10月27日
 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ケイズ
 米子市両三柳2864-16
 5 落札金額 104,036,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 6 入札公告日 平成29年9月12日
 7 落札方式 総合評価落札方式
 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
 及び所在地 鳥取市東町一丁目220

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 庁内LANパソコン賃貸借 一式
 2 契約方式 総合評価一般競争入札
 3 落札日 平成29年10月19日
 4 落札者の名称及び所在地 日通商事株式会社山陰営業センター
 米子市流通町430-17
 5 落札金額 264,798,720円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 6 入札公告日 平成29年9月1日
 7 落札方式 総合評価落札方式
 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
 及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 IBMノートクライアントライセンス保守プログラム調達業務 一式
 2 契約方式 一般競争入札
 3 落札日 平成29年10月27日

- | | | |
|---|----------------------|-----------------------------------|
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 株式会社大塚商会広島支店
広島県広島市中区中町 8 - 12 |
| 5 | 落札金額 | 51,351,840円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 平成29年 9 月 15 日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |